

定期報告書

令和 6 年 月 日

北海道知事 殿

所有者住所

所有者名

（法人の場合には、その名称

電話番号

—

—

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

農場	
農場名称	
農場住所	郵便番号 —
農場連絡先	電話番号 携帯電話 ファクシミリ番号 農林水産省からの家畜伝染病情報を希望する場合 →メールアドレス
飼養衛生管理者 (衛生管理区域が複数あり、飼養衛生管理者も複数いる場合は、【様式1 別紙】に記載)	
飼養衛生管理者名	
飼養衛生管理者住所	郵便番号 —
飼養衛生管理者連絡先	電話番号 携帯電話 ファクシミリ番号 農林水産省からの家畜伝染病情報を希望する場合 →メールアドレス：

家畜の種類及び頭羽数					
乳用牛	繁殖雌牛 24ヵ月齢以上 頭	育成牛 4～24ヵ月齢 頭	子牛 4ヵ月齢未満 頭	種雄牛 頭	
肥育牛 (乳用種の雄、交雑種を除く)	肥育後期の牛 24ヵ月齢以上 頭	肥育前期の牛 9～24ヵ月齢 頭	育成牛 4～9ヵ月齢 頭	子牛 4ヵ月齢未満 頭	
肥育牛 (乳用種の雄、交雑種に限る)	肥育後期の牛 17ヵ月齢以上 頭	肥育前期の牛 7～17ヵ月齢 頭	育成牛 4～7ヵ月齢 頭	子牛 4ヵ月齢未満 頭	
肉用牛	繁殖雌牛 24ヵ月齢以上 頭	育成牛 4～24ヵ月齢 頭	子牛 4ヵ月齢未満 頭	種雄牛 頭	
豚	肥育豚 (子豚を除く) 頭	雄豚 12ヵ月齢以上 頭	繁殖豚 母豚 12ヵ月齢以上 頭	育成豚 3～12ヵ月齢 頭	子豚 離乳後 3ヵ月齢未満 頭
家きん	採卵鶏 成鶏 150日齢以上 羽		育成鶏 150日齢未満 羽	肉用鶏 羽	その他の家きん () 羽
馬等 その他	馬 ()	めん羊 ()	山羊 ()	その他 ()	
	頭	頭	頭	頭	
畜舎等の数	畜舎 舎		ふ卵舎 舎		

記載上の注意

- 1 本報告書は、以下のいずれかの方が作成し提出してください。
 - ① 家畜の所有者
 - ② 管理者（所有者に代わり家畜を直接管理している方（農場長等））
 - ③ 家畜伝染病予防法第12条の3の2により選任した飼養衛生管理者
- 2 衛生管理区域が複数あり、飼養衛生管理者も複数いる場合は、衛生管理区域ごとに作成してください。
- 3 報告期限は、2月16日です。
- 4 報告事項は、その年の2月1日時点の状況について記載してください。
ただし、家畜の出荷や移動によって、2月1日時点の飼養頭羽数がゼロ、または通常よりも極端に少ない場合、出荷又は移動前の頭羽数を記載してください。
- 5 法令で定める「家きん」とは、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥です。鶏以外は、その他の家きんの括弧内に記入してください。
- 6 「馬等その他」に含まれ法令で定める家畜は、めん羊、山羊、水牛、鹿、いのししです。種類ごとに括弧内に記入してください。
- 7 飼養家畜の種類毎に飼養衛生管理基準遵守状況チェック表を添付してください。ただし、次に示す家畜の所有者（小規模所有者）は、チェック表及び添付書類の提出は不要です。
 - （1）牛・水牛・馬の飼養頭数が1頭の場合
 - （2）鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの飼養頭数が5頭以下
 - （3）鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の飼養羽数が100羽未満
 - （4）だちょうの飼養羽数が10羽未満
- 8 報告いただいた氏名や連絡先等については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に提供します。また、法令に基づき農林水産省から報告を求められた場合、本報告書の内容を同省に提供することがあります。